



追分浄化センター

北進浄水場

す。一つの水道事業の中で料金に格差をつけることは法律で禁じられており、上水道となつた場合には水道料金を統一しなければなりません。そのため段階的に統一化することにしています。上水道に移行する時期については現時点で決定できませんが、10年以内には上水道となります。

## 下水道使用料

下水道使用料については、主に水道の使用水量を根拠としていることから、水道料金の改正に合わせ、安平町全域（簡易下水道地区を除く。）を統一します。

## 水道料金・下水道使用料はどのように変わるの？

**1 水道メーター使用料を改正し、水道基本料金に含めます。早来地区の休栓料を廃止します。**

**2 水道料金は、早来地区では臨時用を除き料金に変更はありません。追分地区は、基本料金、超過料金が改正されます。**

水道料金、下水道使用料及び簡易下水道使用料とも、一定条件の世帯を対象に、基本料金を2分の1とする減額措置を実施します。

水道料金、下水道使用料及び簡易下水道使用料とも、一定条件の世帯を対象に、基本料金を2分の1とする減額措置を実施します。

水道料金改定により、家庭用で水道メーターが13mmの住民負担は表3のとおりです。また、両地区的料金格差は、家庭用13mmの基本料金では、現行890円の差ですが、改正後は590円となります。（経過措置期間後は420円で現行格差の約1/2になります。）

## 住民負担の変化は？

詳しくは、別刷りの「水道料金・下水道使用料改定のお知らせ」（A3判）をご覧ください。

**3 下水道使用料は両地区を一し、一般用は早来地区の現行使用料になります。**

表3 住民負担の変化(平成21年度までの経過措置期間)

	早来地区		追分地区	
	基本水量(8m³)	平均水量(14m³)	基本水量(8m³)	平均水量(14m³)
改正前	2,467円	4,039円	1,570円	2,590円
改正後	2,280円	3,852円	1,690円	2,824円
差額	△187円		120円	234円

第1水道課 早来庁舎  
 (直通電話) ☎ 22-2730  
**第2水道課 追分庁舎**  
 (代表電話) ☎ 25-2411  
 内線 251、253  
 (直通電話) ☎ 25-2425、又

月は、減額の対象となりません。  
 ただし、生活保護世帯、町民税が課されている者と生計が同一及び町民税課税者の扶養控除の対象となつてている場合は対象となりません。  
 申請手続きがありますので、詳しく述べます。両庁舎（早来地区は第1

水道課、追分地区は第2水道課）の水道担当にご照会ください。

今回の改正是、安平町行政改革推進委員会に諮問説明し、答申を踏まえ決定したもので、市町村合併時の水道料金の調整は、「当分の間は現行料金体系」となっていますが、国の制度改正により上水道に移行しなければならなくなりました。上水道とならぬなりました。上水道とされた場合の水道会計の維持費等も総合的に判断してこの時期の改正としました。行政として、一方的に住民負担を求めるだけではなく、今後も経費節減を図る施策に努めてまいりますので、皆様のご理解と協力をよろしくお願いします。なお、改定の内容や将来の水道のあり方等については、町政懇談会等で詳しくお知らせします。また、(一)要望に応じて各種集会でも、(二)説明しますので、それぞれの担当課にご連絡ください。